4　タンザニア連合共和国政府は、タンザニア連合共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をタンザニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タンザニア連合共和国政府の国家予算に編入され、二千五年六月に承認されたタンザニア連合共和国の成長及び貧困削減のための国家戦略（以下「ＭＫＵＫＵＴＡ」という。）の政策目標を達成するためのタンザニア連合共和国の成長及び貧困削減のためのプログラムの実施を支援するために使用される。

5　タンザニア連合共和国政府は、3⑴に規定する生産物又は役務がＭＫＵＫＵＴＡを実施するための一般財政支援を規律するパートナーシップ枠組みに関する二千六年一月付けの覚書に従って調達されることを確保する。

6　タンザニア連合共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　タンザニア連合共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3⑴に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びＭＫＵＫＵＴＡの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びＭＫＵＫＵＴＡの実施に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年五月十九日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦

タンザニア連合共和国

財務次官　ラマダニ・キジャ閣下

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年五月十九日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国

財務次官　ラマダニ・キジャ

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦閣下

○農林水産省告示第千百五号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年六月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表第一項中第四十九号を削り、第五十号を第四十九号とし、第五十一号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一　嘉一香食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五五〇三―〇三号の施設（台湾・屏東県**崁**頂郷**崁**頂村所在）

表第一項中第七十二号及び第九十五号を削り、第九十四号を第九十五号とし、第九十三号を第九十四号とし、第九十二号中「玉樹路七百八十八号」を削り、同号を同項第九十三号とし、同項中第九十一号を第九十二号とし、第七十三号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第七十一号を第七十三号とし、第七十号を第七十二号とし、第六十九号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十一　福喜食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一〇五号の施設（中華人民共和国・河北省大厂回族自治県所在）

表第一項中第六十八号を第六十九号とし、第五十三号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五十二号を第五十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

五十二　高津食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五六七一―〇三号の施設（台湾・屏東県内埔郷豊田村所在）

表第一項第九十六号中「如皋米久食品有限公司」を「南通祝明食品有限公司」に改め、同項第百八号中「邱家鎮」を削り、同項第百十一号中「高科**園**李山路中段」を削り、同項第百十九号中「青島正大有限公司」を「青島正大有限公司食品加工厂」に改め、同項第百四十一号中「邱家鎮」を削り、同項中第百五十八号を削り、第百五十七号を第百五十八号とし、第百五十四号から第百五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十三号の次に次の一号を加える。

百五十四　栄成合徳隆食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇六一号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市所在）

表第一項中第百六十六号を第百六十七号とし、第百六十号から第百六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十九号を第百六十号とし、同号の前に次の一号を加える。

百五十九　河南永達康食源食品有限公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇七八号の施設（中華人民共和国・河南省鶴壁市所在）

表第二項中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十四　嘉一香食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五〇三―〇三号の施設（台湾・屏東県**崁**頂郷**崁**頂村所在）

表第二項中第六十五号及び第八十八号を削り、第八十七号を第八十八号とし、第八十六号を第八十七号とし、同項第八十五号中「玉樹路七百八十八号」を削り、同号を同項第八十六号とし、同項中第八十四号を第八十五号とし、第六十六号から第八十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十六号とし、第六十三号を第六十五号とし、第六十二号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四　福喜食品有限公司の登録番号第一三〇〇／〇三一〇五号の施設（中華人民共和国・河北省大厂回族自治県所在）

表第二項中第六十一号を第六十二号とし、第四十六号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十五　高津食品股份有限公司の登録番号第九九―六六五六七一―〇三号の施設（台湾・屏東県内埔郷豊田村所在）

表第二項第八十九号中「如皋米久食品有限公司」を「南通祝明食品有限公司」に改め、同項第百一号中「邱家鎮」を削り、同項第百四号中「高科**園**李山路中段」を削り、同項第百十二号中「青島正大有限公司」を「青島正大有限公司食品加工厂」に改め、同項中第百五十一号を削り、第百五十号を第百五十一号とし、第百四十七号から第百四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第百四十六号の次に次の一号を加える。

百四十七　栄成合徳隆食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇六一号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市所在）

表第二項中第百五十九号を第百六十号とし、第百五十三号から第百五十八号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十二号を第百五十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

百五十二　河南永達康食源食品有限公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇七八号の施設（中華人民共和国・河南省鶴壁市所在）